

各位

「預金規定等の改定についてのお知らせ」

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

株式会社東日本銀行は、過去に実施した預金規定の改定による預金規定等の条項番号の繰り下げ等をおこない、対象となった預金規定等について改定をおこないましたので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

1. 対象規定

普通預金取引規定	外貨定期預金取引規定
決済用普通預金規定	財産形成住宅預金規定
貯蓄預金取引規定	自動継続 据置型定期預金規定
納税準備預金規定	自由金利型定期預金(M型)規定
当座勘定規定 (一般当座用)	自動継続 自由金利型定期預金(M型)規定
当座勘定規定 (個人当座用)	変動金利定期預金規定
当座勘定規定 (専用約束手形口用)	自動継続 変動金利定期預金規定
外貨普通預金取引規定	東日本ダイレクトバンキング取扱規定

2. おもな改定内容

- ①過去に実施した、預金規定の改定に伴う項番の繰り下げ
- ②定期性預金規定の準用規定の記載方法の変更

3. 各種規定等の改定部分新旧対照表

今回改定いたしました各種規定は下記のとおりです。

改定内容(赤字)

対象規定	改定前	改定後
普通預金取引規定	11.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第12第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	11.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第13第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
決済用普通預金規定	13.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	13.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第15条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

貯蓄預金取引規定	12.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	12.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第14条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
納税準備預金規定	6.(利息) (1)略 (2)租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、または、第11条第2項の規定により解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。 (中略) 12.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第12条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	6.(利息) (1)略 (2)租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、または、第14条第4項各号の規定により解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。 (中略) 12.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第14条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
当座勘定規定（一般当座用）	第24条.(反社会的勢力との取引拒絶) この当座勘定は、第25条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。	第24条.(反社会的勢力との取引拒絶) この当座勘定は、第26条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。
当座勘定規定（個人当座用）	第24条.(反社会的勢力との取引拒絶) この当座勘定は、第25条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。	第24条.(反社会的勢力との取引拒絶) この当座勘定は、第26条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。
当座勘定規定（専用約束手形口用）	第21条.(反社会的勢力との取引拒絶) この当座勘定は、第22条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第22条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。	第21条.(反社会的勢力との取引拒絶) この当座勘定は、第23条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第23条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。
外貨普通預金取引規定	10.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	10.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第12条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

外貨定期預金取引規定	5.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第6条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	5.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、 <u>第6条第5項各号</u> のいずれにも該当しない場合に利用することができ、 <u>第6条第5項各号</u> の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
財産形成住宅預金規定	6.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第7条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	6.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第7条 <u>(削除)</u> 各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条 <u>(削除)</u> 各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
自動継続 据置型定期預金規定	5.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第6条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	5.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、 <u>第6条第4項各号</u> のいずれにも該当しない場合に利用することができ、 <u>第6条第4項各号</u> の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
自由金利型定期預金(M型)規定	II 複利型規定 3.(利息) この預金を第4条1項により満期日前に解約する場合、またはI 単利型規定第5条第3項の規定の準用により解約する場合には、(以下略)	II 複利型規定 3.(利息) この預金を <u>第4条で準用するI 単利型規定第5条第1項の規定</u> により満期日前に解約する場合、または <u>第4条で準用するI 単利型規定第5条第3項の規定</u> の規定の準用により解約する場合には、(以下略)
自動継続 自由金利型定期預金(M型)規定	II 複利型規定 3.(利息) (3) この預金を第4条の規定により満期日前に解約する場合、またはI 単利型規定第5条第3項の規定の準用により解約する場合には、(以下略)	II 複利型規定 3.(利息) (3) この預金を <u>第4条で準用するI 単利型規定第5条第1項の規定</u> により満期日前に解約する場合、または <u>第4条で準用するI 単利型規定第5条第3項の規定</u> の規定の準用により解約する場合には、(以下略)
変動金利定期預金規定	II 複利型規定 4.(利息) (3) この預金を第5条の規定により満期日前に解約する場合、またはI 単利型規定第6条第3項の規定の準用により解約する場合には、(以下略)	II 複利型規定 4.(利息) (3) この預金を <u>第5条で準用するI 単利型規定第6条第1項の規定</u> により満期日前に解約する場合、または <u>第5条で準用するI 単利型規定第6条第3項の規定</u> の規定の準用により解約する場合には、(以下略)
自動継続 変動金利定期預金規定	II 複利型規定 4.(利息) (3) この預金を第5条1により満期日前に解約する場合、またはI 単利型規定第6条第3項の規定の準用により解約する場合には、(以下略)	II 複利型規定 4.(利息) (3) この預金を <u>第5条で準用するI 単利型規定第6条第1項の規定</u> により満期日前に解約する場合、または <u>第5条で準用するI 単利型規定第6条第3項の規定</u> の規定の準用により解約する場合には、(以下略)

<p>東日本ダイレクトバンキング取扱規定</p>	<p>第25条（反社会的勢力との取引拒絶） 本サービスは、<u>第25条第6項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない</u>ときに利用することができ、<u>第25条第6項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する</u>ときには、当行は本サービスの利用をお断りするものとします。（以下略）</p>	<p>第25条(反社会的勢力との取引拒絶) 本サービスは、<u>第26条第6項の各号</u>のいずれにも該当しないときに利用することができ、<u>第26条第6項の各号の一にでも該当する</u>ときには、当行は本サービスの利用をお断りするものとします。（以下略）</p>
--------------------------	---	---

4. 改定日

2022年1月31日（月）

以 上